

鳥取縣公報

昭和二十二年六月二十日
第千八百十九號

金曜日

本署ノ大キサハ國定規程5A列

告示

◇鳥取縣告示第二百五十二號

昭和二十二年八月鳥取縣令第五十六號鳥取縣青果物並に加工品販賣業許可規則に依り之が業者を次のように許可した。

昭和二十二年六月二十日

鳥取縣知事 西尾愛治

記

青果物並びに加工品販賣業者

番號 氏名 住居 所 業態

四六五 渡邊 忠良 東伯郡泊村字園 加工小賣

四六六 兩家 碩次 西伯郡外江村 同

四六七 横山 一國 東伯郡倉吉町越殿 小賣

四六八 頼田 文雄 同 鍛冶町 同

◇鳥取縣告示第二百五十三號

産婆名簿より次の者を取消した。

昭和二十二年六月二十日

鳥取縣知事 西尾愛治

本籍地 鳥根縣能義郡能義村大字能義八六の一

開業地 米子市内町一〇九

昭和二十年三月二十一日死亡したので昭和二十二年六月十八日産婆名簿より取消す

廣江ユキ

明治八年四月二十四日生

本籍地 日野郡黒坂町大字黒坂一、四九一

開業地 同 溝口町大字宮原三七八

昭和二十二年五月十七日大阪府へ轉住したので昭和二十二年六月十八日産婆名簿より取消す

松尾アオ

明治二十一年七月八日生

鳥取縣公報 毎週日發行(休日ニ當ル)

昭和二十二年六月二十日 第千八百十九號

昭和二十二年四月十五日 第三種郵便物認可

鳥取縣告示第百五十四號
次の者に家畜商免許鑑札を下附した。

昭和二十二年六月二十日

鳥取縣知事

西尾

愛治

取扱家畜番號	免許鑑札番號	郡市	町村	大字	番地	氏名
牛	第四一三號	岩美	米里	古郡家	一二九ノ二	雨川万太郎
同	第四一四號	同	宇倍野	山根	一二四	太田米藏
同	第四一五號	同	大茅	雨瀨	四一五	太田義一
同	第四一六號	氣高	美穂	朝月	五三	半田又五郎
同	第四一七號	同	青谷	西	九九八ノ一	浅倉金春
同	第四一八號	東伯	舍人	方地	一〇一五	伊藤義貞
同	第四一九號	同	淺津	上淺津	三六七	南馨
同	第四二〇號	同	南谷	安歩	八四二	山崎竹次郎
同	第四二一號	同	谷北	尾田	四	牧原春藏
同	第四二二號	同	下北條	田井	一四四	竹本松吉
同	第四二三號	同	同	下神	六八八	井上清藏
同	第四二四號	同	古布庄	法萬	八四六	横山章治
同	第四二五號	同	浦安	金市	三五六	竹田宗太郎

同	第四二六號	同	同	上伊勢	九五	船越民藏
同	第四二七號	同	灘手	谷	二九六	吉本源市
同	第四二八號	同	東郷	國信	一三七	山根芳藏
同	第四二九號	同	榮	上種	二〇二	渡邊虎吉
同	第四三〇號	西伯	所子	中高	三九六	岡田貞美
同	第四三一號	同	幡郷	大殿	七九	長尾信三郎
同	第四三二號	同	大幡	吉定	二八八	遠藤彦一郎
同	第四三三號	同	同	押口	九三	片山壯一
同	第四三四號	同	同	遠榮	三三	加川培幸
同	第四三五號	同	幡郷	諸木	六三	岩田正治
同	第四三六號	東伯	下北條	松神	七八八	岡田昌
馬	第七五號	西伯	所子	中高	三九六	岡田貞美
同	第七六號	同	庄内	茶畑	六七ノ二	權田爲一
同	第七七號	同	所子	下中高	三七七	浅田正幸
同	第七八號	同	春日	一部	二九一	下部忠衛
同	第七九號	日野	黒坂	黒坂	三三九ノ二	竹永長若
同	第八〇號	東伯	八橋	徳萬	一六二	東元賢三
豚	第四四號	同	下北條	松神	七八八	吉岡昌

同 第二五號 西伯 渡 渡 一九九ノ九 門脇 松 軍 同 一、二、二、二、九
 同 第五號 同 大山 前 二〇二 西村 基 大正 元、一、一五

◇鳥取縣告示第二百五十五號
 價格等取締規則第二條の規定により「こまぢ」の販賣價格の届出があつたのでこれを受理した。
 昭和二十二年六月二十日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、届出人住所、名稱及び氏名
 米子市岩倉町長尾方
 三友株式會社米子出張所
 代表者 後 藤 垣 秋

二、届出品名及び價格
 (1) 品 名 代用綿「こまぢ」
 (2) 販賣價格(五十瓦紙袋入一袋)但し店先渡し
 卸賣業者販賣價格 一二圓〇〇
 小賣業者販賣價格 一四、〇〇

三、この告示後物價廳長官又は知事が別段の額を指定したときはその額によること。

四、物價調整上必要あるときはこの物品の販賣について制限もしくは禁止することがある。

◇鳥取縣告示第二百五十六號
 氣高、東伯地方事務所管内において縣稅檢査章並びに縣稅滯納者財産差押證票を次のように返納並びに交付した。
 昭和二十二年六月二十日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

區分、番號	返納年月日	所屬廳名	職名	氏名
縣稅檢査 七	昭和廿二年六月九日返納	氣高地方事務所	鳥取縣 事務吏員	三村 克夫
同 九	同	同	同	宮田 治人
同 三六	同	同	同	岡村久太郎
同 三九	同	同	同	下田 正
同 三向九日交付	同	同	同	薄墨 長壽
同 五	同	同	同	山本 英一

同 一三三 同 五日交付 東伯郡旭村 書記 山本 秀雄
 同 一三四 同 同 由良町 同 佐伯貞右衛門
 同 一三五 同 同 山守村 同 日野 綠般
 同 一三六 同 同 同 北條村 同 門脇 翠好
 同 一三七 同 同 同 田村 哲男

縣稅滯納者財産差押證票 七 同 九日返納 氣高地方事務所 鳥取縣 三村 克夫
 同 九 同 同 同 宮田 治人
 同 三八 同 同 同 岡村久太郎
 同 四〇 同 同 同 下田 正
 同 三 同 九日交付 同 同 薄墨 長壽
 同 四 同 同 同 山本 英一

◇鳥取縣告示第二百五十七號

昭和十九年六月鳥取縣告示第三百三十三號鳥取縣杉皮及び檜皮集荷配給統制要綱はこれを廢止する。
 昭和二十二年六月二十日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第二百五十八號

東伯郡北谷村尾田安自耕地整理組合換地處分については
 昭和二十二年六月二十日認可した。
 昭和二十二年六月二十日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第二百五十九號

物價廳告示第三百三十二號(木材の販賣價格指定の件)中
 (二)の(ロ)の規定により指定地區を次のように指定する。
 昭和二十二年六月二十日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

配給業者販賣價格の統制額の適用を受ける指定地區

備考

物價廳告示第三百三十二號

(一)本表の指定地區配給業者販賣價格の統制額とは、左の指定地域内において配給業者がその店先又は工場において需要者に販賣する場合の統制額を示す。
 (ロ)戰災地にして池方長官の指定した町村。

◇鳥取縣告示第二百六十號
 物價統制令第五條第一項の規定により鳥取縣において販賣する新刊の書籍及び雑誌の販賣價格に加算し得る額を次のように認可する。

昭和二十二年六月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、申請者の住所、名稱、代表者名
 鳥取縣倉吉町西町徳岡書店内

鳥取縣出版物小賣商業協同組合

理事長 徳 岡 松 太郎

二、販賣するものの名稱

書籍・雑誌、その他出版物（古書籍及び古雑誌を除く）

三、認可した價格等の額

(一) 定價參圓超え五拾圓までのものは定價の一割に相當する額。

(二) 定價五拾圓を超えるものには五圓。

(三) 計算において十錢未満の端數は切捨てること。

(四) 定價參圓以下のもの及び鳥取縣内産の出版物並び

に教科書、官公署出版物は定價にて販賣すること。
 四、統制額實施の日
 昭和二十二年 月 日

◇鳥取縣告示第二百六十一號

農地調整法第十七條の規定による證票を次のように返納した。

昭和二十二年六月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

番 號	公 職	氏 名	返納年月日
第二十八號	鳥取縣 事務吏員	梶田 勝	昭和廿二月廿二日
第三號	同	坂口福藏	同
第七號	同	川上勝夫	五月廿八日
第二十三號	同	西垣正夫	同

◇鳥取縣告示第二百六十二號

東伯郡天神野耕地整理組合長並びに組合副組合長に左の者選任については昭和二十二年六月二十日認可した。

昭和二十二年六月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

組合長 東伯郡上小鴨村大字鴨河内

組合副長 同 笠 直 市

同 大宇耳 安 延

縣 會 告 示

◇鳥取縣會告示第六號

鳥取縣會條例及同規則は鳥取縣に於て發行する鳥取縣公報に登載するを以つて公布の方法とする。但し鳥取縣公報を發行することができないときは、縣廳又は市役所、町村役場の揭示場に揭示するを以つて公布の方法とする。

昭和二十二年六月二十日

鳥取縣會議長 中 田 吉 雄

報 告

行旅者本人履方依頼について

(心當の向は直接取扱者宛照會せられたい)
 其の一

取扱者 青森縣八戸市長

一、本籍、住所、氏名 不詳

五十五、六才位の男

二、人相 特徴

身長一米六三位、丸顔、頭髮黒、白相半ばく、一見勞働者風態なり

三、着衣

焦茶色戰鬪帽一、黒絹マフラー一、黒色半外套一、黒絹降機襟チヨッキ一、ゴルフ用ズボン一、國防色腹巻一、大小スポン下一、毛靴靴下一、白綿シャツ二、黒綿ジャケツ一、黒革バンド一

四、携帶品

現金貳圓九拾六錢、煙管一
 五月十三日發行蛇田輪西往復切符一、同日發行の室蘭一輪西歸えり切符一

五、死亡の種類 絞死

本、発見日時及場所

昭和二十二年五月十七日午後三時青森縣八戸市大字紋町字惠比須澤、八戸線紋驛東方千六百米保線工種警戒小屋。

(死後約二十四時間以上経過)

其の一

取扱者 熊本縣警北郡大野村長

一、本籍、住所、氏名、不詳

六十才位の男

二、死亡種別 老衰死

三、死亡場所

熊本郡大野村大字告子鎌瀬清正公岩洞屈内

四、人相

丈五尺二、三寸位、死亡後二ヶ月を経過せしと認むるに付、死体は腐敗しあるに付其他詳細不明。

五、携帯品

木綿茶色(ボウシ)のねつ袖一枚子供(あわせ)一枚
江戸麻笥一枚(右(ツリヤ)左(アサヒ)地下足袋一

六、遺言及遺品

取扱者 山形縣東置賜郡宮内町長

一、本籍及住所

本籍(自稱) 秋田縣仙北郡金澤村大字西中根一四九番地
住所 山形縣東置賜郡宮内町一〇二四番地

二、職業、氏名、年齢

職業不詳、氏名自稱牧野梅之助
年齢五十加増

三、死亡日時及場所

昭和二十二年四月十一日午後四時二十分前記いとや旅館に於て死亡す。

四、死亡の種別 急性肺炎

五、人相及特徴

丈五尺三寸位、極瘦形、顔長顔、頬コケ、鼻高、色白
頭髮白髪交り丸刈、眉毛長い方、額廣い方、チョビ鬚あり、右額に拇指頭位の瘡あり

六、着衣

國防色詰襟服同ズボン、下着は綿ズボン(半ズボン)

白木綿シャツ一枚、真綿チヨッキニ枚、毛織藍色立襟

ワイシャツ一枚、霜降ランシャオパー一着、裏格子綿

黒地ランシャ「岩野」と縫あり。

七、携帯品

黒帯製札入れ一個、在中二二、九七一圓二〇錢外に旅館に保管依頼のもの現金壹萬圓、竹行李二個

其の四

取扱者 岩手縣面盤井郡一の關町長

一、本籍地(自稱宿帳) 埼玉縣南埼玉郡越ヶ谷町袋町
(住所不詳)

二、氏名、年齢、職業

高橋彌助 四十才 印刷業 男

三、人相、特徴

身長五尺三寸位、顔面淺黒く、鼻高く、頭髮厚くして前長く、前齒上一枚半金齒

四、所持品

現金四千七百七拾圓參拾錢、腕時計一、革製手袋一、

其の三

取扱者 山形縣東置賜郡宮内町長

一、本籍及住所

本籍(自稱) 秋田縣仙北郡金澤村大字西中根一四九番地
住所 山形縣東置賜郡宮内町一〇二四番地

二、職業、氏名、年齢

職業不詳、氏名自稱牧野梅之助
年齢五十加増

三、死亡日時及場所

昭和二十二年四月十一日午後四時二十分前記いとや旅館に於て死亡す。

四、死亡の種別 急性肺炎

五、人相及特徴

丈五尺三寸位、極瘦形、顔長顔、頬コケ、鼻高、色白
頭髮白髪交り丸刈、眉毛長い方、額廣い方、チョビ鬚あり、右額に拇指頭位の瘡あり

六、着衣

白色ツツク製リュックサツク一、陸軍兵隊用外套一、

維ランシャ製ジャンパー、綿入毛糸製ツヤケツ二、桃

色木綿製チヨッキ一、白色木綿褌一、靴下四、陸軍用

編上靴一、烏打帽子一、洗面具、煙管、白色木綿風呂

敷、ハンカチーフ、雑誌

右昭和二十二年三月二十八日午前四時頃岩手縣西盤井郡

一の關町字大町八十四番地九一旅館にて病死、身元不

詳のため假埋葬した。

其の五

取扱者 徳島縣三好郡池田町長

一、本籍、住所、氏名 不詳の男

二、人相、特徴

身長五尺二、三寸位、推定年齢六十一、二才、中肉顔、丸顔、頭髮五分刈白髪、其の他普通

三、着衣、所持品

綿物縞羽織、甚盤形衣物メリヤスシャツ、博多角帯、黒タビ、腰付煙草入、縞財布、鉛筆壹本、眼鏡、杖、金拾八圓九拾錢、三十才前後婦人寫眞一枚

四、死亡年月日 縊死後十四、五日経過

死体発見十九日

五、縊死場所 池田町字シンヤマ三、〇九二番地山林内

六、参考事項

書置(往復はがき) 私は土佐の者です。親も子もなく野中の一本杉です。持合せの金六拾八圓ある是れで堀つて埋めて下さい。頼みます。右書置に金六拾八圓とあるも事實は金拾八圓九拾錢。

昭和二十二年六月二十日印刷
昭和二十二年六月二十日發行

鳥取 公報 (昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町